

9 大都市に対する大幅な事務・権限の移譲及び財源措置の確保について

～政令指定都市制度の抜本的な見直しを展望して～

(内閣府・総務省・財務省)

現行の政令指定都市制度は、大都市に対する「暫定的な制度」として創設され、特例的・部分的で一体性・総合性を欠いた事務配分になっており、大都市の役割分担に応じた税財源措置がなされておらず、道府県との役割分担が不明確で「二重行政」の問題があるなど、大都市行政を総合的に実施するための制度としては不十分なものとなっています。

平成 16 年 5 月に内閣総理大臣に提出された地方分権改革推進会議の最終意見では、「政令指定都市については現在の都道府県と同等の権限を有することを目途に、権限移譲を進めることが必要である」として、政令指定都市制度の見直しの方向性が示されています。

こうした状況を踏まえ、平成 19 年 4 月に施行された「地方分権改革推進法」に基づいて検討が進められている地方分権改革においては、大都市への一層の事務・権限の移譲を積極的に推進し、大都市の行財政需要に対応できる所要財源を確保するため、消費・流通課税、法人所得課税などの配分割合を拡充強化するとともに、新たな特別市制度も視野に入れ、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを自立的、総合的に推進できる大都市制度の創設に向けて、政令指定都市制度の抜本的な見直しを図られるよう要望します。

要望事項

- 1 大都市に対する道府県と同等の大幅な事務・権限の移譲
- 2 大都市特有の財政需要を考慮した消費・流通課税、法人所得課税などの配分割合の拡充強化
- 3 新たな特別市制度も視野に入れ、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを自立的、総合的に推進できる大都市制度の創設に向けた政令指定都市制度の抜本的な見直し

主な要望先：内閣府（大臣官房総務課） 総務省（自治行政局行政課） 財務省（主計局主計官）

京都市の担当課：総務局 総務部 行政改革課長 長谷川一樹 TEL 075-222-3050

理財局 財務部 主計課 資金調達・財源調整担当課長 大石明男 TEL 075-222-3290

<参考>

○ 指定都市共同での国等への最近の意見表明

- ・ 新たな大都市制度について十分な調査審議を求める「第28次地方制度調査会の「大都市制度のあり方」に関する今後の調査審議についての意見」（平成17年12月）
- ・ 今後の大都市特例事務に対応した税制とそのあるべき方向性に関する検討結果をまとめた「指定都市の事務配分の特例に対応した大都市特例税制についての提言－今後の事務権限移譲の進展に対する制度設計に向けて－」（平成 17 年 12 月）
- ・ 「道州制のもとでの大都市制度」や「現行の道府県制度」に関する基本的な考え方を整理し、提言として取りまとめた「道州制を見据えた新たな大都市制度の在り方についての提言」（平成 18 年 2 月）
- ・ 指定都市のあるべき役割分担を踏まえた包括的な事務権限とそれに見合う自主財源が保障される新たな大都市制度の創設などを求める「指定都市市長会緊急アピール」（平成 18 年 5 月）
- ・ 地方分権改革の確実な実現と分権型社会にふさわしい大都市制度の早期創設を求める「真の地方分権改革の実現に向けた指定都市のアピール」（平成 18 年 7 月）
- ・ 真の地方分権について、①地方との合意のもとで進めること、②早期に第二期地方分権改革の工程表を明らかにすること、③地方分権改革推進委員会の委員の人選にあたっては、大都市の実情に精通した方を含めることを強く要請する「第二期地方分権改革の推進に関する指定都市のアピール」（平成 18 年 12 月）
- ・ 第二期地方分権改革の推進に向けて、①改革という名のもとに、国の財政再建を優先し、地方に負担の押しつけを行わないこと、②地方間の税収格差の議論の前に、まずは、国と地方の役割を抜本的に見直し、その役割分担に応じた税源配分とすること、③真の分権型社会にふさわしい新たな大都市制度を創設することを強く要請する「第二期地方分権改革の推進に向けた指定都市のアピール」（平成 19 年 5 月）